

1. 介護に関する入門的研修業務委託仕様書

(1) 委託業務名

介護に関する入門的研修業務

(2) 業務の目的

「介護に関する入門的研修の実施について」(平成 30 年3月 30 日社援基発 0330 第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)及び「西宮市介護に関する入門的研修実施要綱」に基づき、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的として介護に関する入門的研修(以下「研修」という。)を実施する。

(3) 業務の期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日

(4) 業務の内容

①介護に関する入門的研修の実施

実施回数等 1回あたり5日間の研修を2回実施

受講者は原則として5日間すべてのカリキュラムを受講するものとする

実施日 西宮市が示す候補日の中から協議して決定する

実施場所 西宮市内施設を本市が確保する

募集人員 30名程度/回×2回

受講要件 原則として市内に居住し、介護分野への就労その他介護の実践に興味、関心のある者

受講料 無料

研修教材 下記の内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを事前に市と協議した上で使用するものとする

研修内容 <別表1>「養成研修課程カリキュラム及び講師要件表」のとおりとする

講師要件 <別表1>「養成研修課程カリキュラム及び講師要件表」のとおりとする

留意事項

- ・別表1に定める基礎講座及び入門講座の研修課程について、それぞれの講座をすべて修了したのに対し、修了証明書を交付すること
- ・未受講科目が残った者については、次回研修開催時に受講案内をすること
- ・本事業が委託によるものであることを対外的にわかるようにすること
- ・研修に必要な物品(例:車いす、介護用ベッド)を準備すること
- ・会場設営等補助的な業務を除き第三者に委託し、又は請け負わせてはならない
- ・保険に加入すること

- ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施すること
- ・障害のある受講者に合理的な配慮を行うこと
- ・研修当日の開始2時間前において西宮市に気象警報（波浪警報及び高潮警報を除く。）が発令されている場合又は研修当日の午前3時以降に西宮市に震度5弱以上の地震が発生した場合、当該日の研修を中止し、市と協議した上で別日程にて研修を開催するものとする

②介護に関する入門的研修実施に伴う関連業務

本委託業務に含まれる介護に関する入門的研修実施に伴う主な関連業務及び本市と受託者の主な役割分担は次のとおりとする。

主な業務	具体的な業務内容	主な担当
研修の企画	研修の方針と内容の決定	西宮市
	研修実施会場の確保	西宮市
	研修講師の選定と打ち合わせ	受託者
	研修使用物品の確保	受託者
	研修見直し	受託者
研修の周知と受講者募集	スケジュールの作成、受講者の募集要項の作成、申込用紙等の作成、受講者募集チラシ・ポスター原稿の作成	受託者
	受講者募集チラシ・ポスターの印刷	西宮市
	受講者募集の市政ニュース・市ホームページ等による広報	西宮市
	受講者の募集	受託者
受講者受付	受講申込受付、本人確認、受講要件の確認、重要事項説明書兼本人確認書の作成、申込者名簿の作成	受託者
研修の実施	研修資料作成・準備	受託者
	会場準備、受講者受付	受託者
	進行、講義、実技指導、質疑応答	受託者
	受講者と受講科目の管理、受講者出席状況確認表の作成	受託者
	研修アンケートの実施、とりまとめ	受託者
	未受講科目のある受講者への対応	受託者
修了証明書の交付	修了者名簿の作成	受託者
	修了証明書の作成（公印の押印のみ西宮市）	受託者
	修了証明書の交付	受託者
就労状況調査	研修終了から2か月後に就労状況アンケート実施、とりまとめ	受託者
報告	事業実施報告書の作成	受託者
	その他必要時の報告	受託者

※研修資料は、当該研修内容に即したものであれば、市販されているものでも構わない。

(5) 業務スケジュール

研修開催前	研修の企画
研修開催約1～2月前	研修の周知(広報)及び受講者募集、受講者受付 必要に応じて未受講科目のある受講者への対応
研修開催日	研修の実施及び修了証明証の交付
研修開催1か月後	実施報告書の提出
研修開催2か月後	就労状況調査の実施
研修開催3か月後	就労状況調査結果報告書の提出
※上記業務スケジュールを研修開催の都度行うものとする	
委託業務完了後	報告書納品

(6) その他

- ①業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- ②研修の準備及び実施の過程において、西宮市又は受託者が必要と認める場合は適時協議を行う。
- ③この契約に疑義が生じた場合は、速やかに双方が協議する。
- ④この業務の委託料は、業務終了後受託者からの請求により支払う。

<別表1>「養成研修課程カリキュラム及び講師要件表」

研修科目・時間数	研修内容	講師要件
<p>① 介護に関する基礎知識 (1.5時間)</p>	<p>介護に関する相談先や利用可能な公的制度を学ぶことにより、両親等の介護に直面した場合に備えるとともに、公的な制度である介護保険の利用方法をメインに学ぶ機会とする。また介護休業制度についても学ぶことにより、両親等の介護に直面した場合でも、介護保険とあわせて利用することで、離職することなく働き続けられるということを学ぶ機会とする</p> <p>○介護に関する相談先（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、市区町村の窓口） ○介護保険制度の概要（サービスの種類、利用の際の手続き、利用者負担など） ○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用の手続きなど）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等 ・介護保険施設等の施設長又は管理者
<p>② 介護の基本 (1.5時間)</p>	<p>ボディメカニクスを活用した介護の方法など、演習を中心に学ぶ。また、介護予防の考え方として、「心身機能」だけでなく、「活動」や「参加」の重要性や介護予防につながる活動などを学ぶ機会とする。</p> <p>○介護における安全・安楽な身体の動かし方（ボディメカニクスや福祉用具の活用など） ○介護予防の考え方や自らの介護予防にも活かせる知識・取組（介護予防・認知症予防に手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）</p>	
<p>③ 基本的な介護の方法 (10時間)</p> <p>※右欄の時間配分を目安とすること</p>	<p>③-1<概ね5時間程度> 老化（③-1-1）、認知症（③-1-2）、障害（③-1-3）の観点からそれぞれ概ね2時間、2時間、1時間程度の配分とすること</p> <p>尊厳の保持や自立支援、QOLの向上といった観点から基本的な介護技術を学ぶことにより、介護職の専門性を理解するとともに、老化に伴う心身機能の変化の特徴（高齢者に多い心身の変化や疾病など）を学ぶ機会とする</p> <p>○介護職の役割や介護の専門性</p>	<p>老化（③-1-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・医師免許を有する者 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等 <p>認知症（③-1-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・医師免許を有する者 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等 <p>障害（③-1-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・医師免許を有する者 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
	<p>③-2<1時間> ○介護技術・生活支援技術の基本（移動・移乗・食事・入浴・清潔保持・排せつ・着脱・整容・口腔清潔・家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・医師免許を有する者 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等

研修科目・時間数	研修内容	講師要件
入門講座	<p>③-3<概ね4時間程度> 尊厳の保持や自立支援、QOLの向上といった観点から基本的な介護技術を学ぶことにより、介護職の専門性を理解するとともに、老化に伴う心身機能の変化の特徴（高齢者に多い心身の変化や疾病など）を学ぶ機会とする</p> <p>○老化の理解（老化に伴う心身機能の変化の理解・日常生活への影響など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・医師免許を有する者 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
	<p>④ 認知症の理解 (4時間)</p> <p>認知症の原因疾患や症状などに対応した介護の方法など、認知症に関する現状・トピックスから認知症ケアまで幅広く学ぶことにより、今後、ますます増えていくとされている認知症への理解を深める機会とする。</p> <p>○認知症を取り巻く状況 ○認知症の中核症状やBPSD（周辺症状）など、認知症による日常生活上の障害や心理・行動の特徴 ○認知症の種類とその原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療に係る知識 ○認知症ケアの基本的な技術に係る知識 ○認知症の人やその家族に対する支援や関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・医師免許を有する者 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
	<p>⑤ 障害の理解 (2時間)</p> <p>障害種別ごとの特性やその特性に応じた関わり方（支援の方法）を学ぶとともに、ノーマライゼーションの概念などの考え方を学ぶことにより、障害に関する幅広い知識を身につけられる機会とする。</p> <p>○障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションやICF（国際生活機能分類）の考え方） ○障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識 ○障害児者やその家族との関わり方、支援の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・医師免許を有する者 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
	<p>⑥ 介護における安全確保 (2時間)</p> <p>介護の現場で生じる主な事故や感染などのリスク、そのリスクの予防や安全対策などを学ぶことにより、介護職として働くことに対する心理的なハードルを取り除く機会とする。</p> <p>○介護現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識 ○介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等 ・介護保険施設等の施設長又は管理者

※1 講師は、担当する科目に関して、十分な知識や経験を有した適切な者を適当数確保すること。

※2 実務経験が概ね3年以上有する者とする。

※3 「当該科目を担当する福祉系大学等の教授等」とは、以下の学校や施設等において、当該科目に相当する科目を教授する者とする。

(ア) 福祉・介護・看護系の大学、大学院、短期大学

(イ) 介護福祉士養成施設

(ウ) 職業能力開発促進法における公共職業能力開発施設

(エ) 保健師助産師看護師学校養成所

(オ) 福祉系高等学校

なお、福祉系高等学校の教諭については、以下の条件を満たす者とする。

①福祉科の教員免許を有している。

②福祉学科、福祉コース、福祉類型、福祉系列において、1年以上福祉科を担当している。

※4 「介護支援専門員」については、介護支援専門員証の有効期間内の者に限る。

2. 介護福祉士等再就職支援講習業務委託仕様書

(1) 委託業務名

介護福祉士等再就職支援講習業務

(2) 業務の目的

「西宮市潜在介護福祉士等再就業支援事業実施要綱」に基づき、介護福祉士等の資格を持ちながら、福祉・介護現場に就業していない者(一度も福祉・介護現場に就いたことのない者を含む。以下「潜在介護福祉士等」という。)等が復職する際に必要となる講習を実施することにより、効果的に潜在介護福祉士等の復職支援を行うことを目的として 介護福祉士等再就職支援講習(以下「講習」という。)を実施する。

(3) 業務の期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日

(4) 業務の内容

①介護福祉士等再就職支援講習の実施

実施回数等	1回あたり講義1時間+技術2時間 計3時間(質疑応答含む) 1回あたり3時間の講習を3回(3日間に分けて)実施 3日間の講習はすべて異なる内容とし、3日間すべての受講も、1日だけの受講も可能な形とすること
実施日	西宮市が示す候補日の中から協議して決定する
実施場所	西宮市内施設を本市が確保する
募集人員	30名程度/回×3回
受講要件	介護福祉士資格所持者、または実務者研修、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)修了者、資格はないが介護業務に従事した経験を持つ者等で、将来復職することを検討している者
受講料	無料
講習教材	下記の内容を網羅し、講習内容を適切に実施する上で適当なものを事前に市と協議した上で使用するものとする
講習内容	最近の制度改正動向等に関する知識のほか、移動介助、着脱介助、排泄介助等の技術を再確認するための講義及び技術を再習得するための内容
講師要件	介護職員初任者研修と同じ
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・本事業が委託によるものであることを対外的にわかるようにすること・講義及び技術講習に必要な物品(例:車いす、介護用ベッド)を準備すること・会場設営等補助的な業務を除き第三者に委託し、又は請け負わせてはならない・保険に加入すること

- ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施すること
- ・障害のある受講者に合理的な配慮を行うこと
- ・講習当日の開始2時間前において西宮市に気象警報（波浪警報及び高潮警報を除く。）が発令されている場合又は講習当日の午前3時以降に西宮市に震度5弱以上の地震が発生した場合、当該日の講習を中止し、市と協議した上で別日程にて講習を開催するものとする

②介護福祉士等再就職支援講習実施に伴う関連業務

本委託業務に含まれる介護福祉士再就職支援講習実施に伴う主な関連業務及び本市と受託者の主な役割分担は次のとおりとする。

主な業務	具体的な業務内容	担 当
講習の企画	講習の方針と内容の決定	西宮市
	講習実施会場の確保	西宮市
	講習講師の選定と打ち合わせ	受託者
	講習使用物品の確保	受託者
講習の周知と受講者募集	スケジュールの作成、受講者の募集要項の作成、申込用紙等の作成、受講者募集チラシ・ポスター原稿の作成	受託者
	受講者募集チラシ・ポスターの印刷	西宮市
	受講者募集の市政ニュース・市ホームページ等による広報	西宮市
	受講者の募集	受託者
受講者受付	受講申込受付、受講要件の確認、申込者名簿の作成	受託者
講習の実施	講習資料作成・準備	受託者
	会場準備、受講者受付	受託者
	進行、講義、実技指導、質疑応答	受託者
	受講者と受講科目の管理、受講者出席状況確認表の作成	受託者
	講習アンケートの実施、とりまとめ	受託者
就労状況調査	講習終了から2か月後に就労状況アンケート実施、とりまとめ	受託者
報告	事業実施報告書の作成	受託者
	その他必要時の報告	受託者

※講習資料は、当該講習内容に即したものであれば、市販されているものでも構わない。

（5）業務スケジュール

講習開催前	講習の企画
講習開催約1～2月前	講習の周知(広報)及び受講者募集、受講者受付
講習開催日	講習の実施

講習開催1か月後	実施報告書の提出
講習開催2か月後	就労状況調査の実施
講習開催3か月後	就労状況調査結果報告書の提出
委託業務完了後	報告書納品

(6) その他

- ①業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- ②講習の準備及び実施の過程において、西宮市又は受託者が必要と認める場合は適時協議を行う。
- ③この契約に疑義が生じた場合は、速やかに双方が協議する。
- ④この業務の委託料は、業務終了後受託者からの請求により支払う。